

公益財団法人
東京都アイスホッケー連盟

定 款

(公財) 東京都アイスホッケー連盟

公益財団法人東京都アイスホッケー連盟定款

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人東京都アイスホッケー連盟と称する。

2 この法人の、英語表記は「TOKYO ICE HOCKEY FEDERATION」(略称 T. I. H. F.) とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都西東京市東伏見 3 丁目 1 番 2 5 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、東京都におけるアイスホッケー団体及びインラインホッケー団体並びにこれらの競技の愛好者を統括し、アイスホッケー及びインラインホッケーの普及振興と加盟団体の育成強化を図るために必要な事業を行い、もって都民の心身の健全な発達と東京都のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、東京都の区域内において、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) アイスホッケーの普及振興のため、アイスホッケー教室等を開催すること。
- (2) インラインホッケーの普及振興のため、インラインホッケー教室等を開催すること。
- (3) アイスホッケー及びインラインホッケーの指導者並びにレフェリーを養成し、その資質の向上を図ること。
- (4) アイスホッケー競技選手及びインラインホッケー競技選手の競技水準の向上と育成強化のため、強化合宿を行うこと。
- (5) アイスホッケーの競技会を開催及び他の団体の開催する競技会に協力すること。
- (6) 国民体育大会に選手・役員を派遣すること。
- (7) 国際的、全国的な規模で行われるアイスホッケー事業に関し協力し、また主管すること。
- (8) アイスホッケー及びインラインホッケーに関する刊行物を発行すること。
- (9) その他目的を達成するために必要な事業。
- (10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

2 前項の事業については、東京都において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第 1 の財産は、この法人の基本財産とす

る。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会及び理事会の承認を要する。

(事業年度)

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、翌年 5 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(5) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(2) 理事及び監事並びに評議員の報酬の支給の基準を記載した書類

(3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 4 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 9 条 この法人に評議員 20 名以上 30 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 10 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

2 選定委員会は、評議員 2 名、監事 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を、理事会において選定する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 選定委員会は前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときには、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員の選任及び選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

11 評議員はこの法人の理事又は監事、若しくは使用人を兼ねることはできない。

（評議員の任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第12条 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

3 前項に関し、必要な事項は理事会が別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会)

第 13 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

(開 催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合は臨時評議員会を開催することができる。

(招 集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決 議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項

の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以上 18 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事（2 名）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は会長とする。

4 第 2 項で選任された業務執行理事のうち、1 名は副会長、1 名は専務理事とする。

5 監事はこの法人の理事及び使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、この法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) その他法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時

までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、次のいずれかに該当する者については、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(1) 常勤の役員

(2) 非常勤の役員のうち重要な役務を提供する者

(顧問)

第27条 この法人には、理事会の決議に基づき、顧問を委嘱することができる。

2 顧問の推薦に関する事項については、理事会で別に定める。

3 顧問は、代表理事の諮問に応じ、代表理事に意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 評議員会の目的及び場所ならびに目的である事項等の決定

(3) 理事の職務執行の監督

(4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を招集できる。

- (1) 代表理事が必要と認めた時。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的事項を示して、代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 法人法第101条第2項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する、

2 前項の決議に、議長は、理事として加わることはできない。

3 第1項の決議が可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第35条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能
- (2) その他法令で定められた事由

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第37条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に

贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第 39 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事 務 局

(職 員)

第 40 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局に置く職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員を任免するには、理事会の承認を得なければならない。

4 事務局及び職員に関する事項は、理事会で別に定める。

第 11 章 加 盟 団 体 及 び 登 録 会 員

(加盟団体等)

第 41 条 東京都におけるアイスホッケー団体及びインラインホッケー団体で、この法人の目的事業に賛同し、理事会が別に定める資格要件を備えるものは、この法人の加盟団体とすることができる。

2 前項の加盟団体に所属する者をこの法人の登録会員とすることができる。

(加入)

第 42 条 加盟団体の加入は、理事会の決議によって決定する。

2 前項に定めるほか、加盟団体及び登録会員に必要な事項は理事会で定める。

(負担金及び登録料)

第 43 条 加盟団体の負担金及び登録料は理事会が提案し、評議員会の決議によって定める。

2 加盟団体は、1項に定める負担金を毎事業年度、納めなければならない。

3 登録会員は、1項に定める登録料を毎事業年度、納めなければならない。

(脱 退)

第 44 条 加盟団体の脱退は、理事会の決議によって決定する。

(除 名)

第 45 条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会出席者の3分の2以上の決議をもって除名することができる。この場合において、当該加盟団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があったとき。

(3) 加盟団体の資格を失ったとき。

(4) 負担金を納めない時

2 前項の規定は、登録会員について準用する。この場合において、「加盟団体」は「登録会員」、「当該加盟団体の代表者」は「当該登録会員」、「負担金」は「登録料」とそれぞれ読み替えるものとする。

(負担金等の不返還)

第 46 条 加盟団体及び登録会員が納めた負担金及び登録料は、脱退又は除名の場合においても返還しない。

(登録)

第 47 条 この法人の加盟団体は、加入チーム名及びその代表者の住所・氏名をこの法人に届出しなければならない。

第 12 章 委 任

(委任)

第 48 条 この定款に定めあるものの他、この法人の運営に必要な事項については理事会の決議により別に定める。ただし、評議員会運営については評議員会で定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 原田博、細谷康次、佐藤茂、新井清博、石橋俊基、小松正樹、佐藤克己、三邊武彦、鈴木浩志、高柳深雪、龍ノ口佳弘、田中忍、中村経彦、中山美幸、浜野清司、林賢一郎、三宅正彦、村井範幸

監事 小野三男、上村幸雄

4 この法人の最初の代表理事は、原田博とする。

5 この法人の最初の業務執行理事は、細谷康次、佐藤茂とする。

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

荒川良治、石川伸吉、市川健一、江島修、江守秀次、大柴浩一、小澤秀二、垣原功、加古川淳一郎、笠原勇、粕谷悟一、小林誠、佐藤一志、佐藤仁美、佐藤雅広、杉原義雄、杉本弘幸、鈴木勝、高木正生、土屋洋道、出路貴章、仲谷和典、長谷川利和、八反田孝行、福山孝、藤井匡智、細井優、松本健次郎、間野幸浩

平成27年5月12日 制定

平成27年8月20日 改定

平成28年2月10日 改定

この定款の変更は平成28年6月1日から施行する。

上記は定款の写しに相違ありません。

平成28年6月1日

公益財団法人東京都アイスホッケー連盟

代表理事 原田 博

財産目録

別表第1 基本財産 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの
(第5条関係)

定期預金

三協信用金庫 3、000万円

都民銀行 1、000万円

三井住友銀行 1、000万円